

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

**第 1 条** この法人は、公益社団法人日本歯科技工士会と称する。

(事務所)

**第 2 条** この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

**第 3 条** この法人は、歯科技工に関する知識及び技術の進歩発達を図るとともに、歯科技工の質の確保及び向上に係る事業等を推進し、もって歯科医療及び口腔保健等の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科医療及び口腔保健等の増進に寄与する調査研究に関する事業
  - (2) 歯科技工の知識及び技術の普及啓発に関する事業
  - (3) 歯科技工士の教育研修及び徳性の向上に関する事業
  - (4) 歯科技工を業とする施設等（以下、「歯科技工所等」という。）における、安全で質の高い構造設備等整備の推進及び品質管理等の向上に関する事業
  - (5) 歯科技工所等における労働安全衛生及び運営管理並びに教育機関との連携に関する事業
  - (6) 学術論文等への助成・表彰等に関する事業
  - (7) 諸外国との学術及び歯科技工研修生等の交流等促進に関する事業
  - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、次の会員の相互扶助に関する事業等を行う。
- (1) 歯科技工に係る法律相談及び職業紹介に関する事業
  - (2) その他前項各号に掲げる事業に関連する事業
- 3 第 1 項の事業は本邦及び海外、第 2 項の事業は本邦において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

**第 5 条** この法人に次の会員を置く。

(1) 資格者会員

歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）に規定する歯科技工士の免許を有し、この法人の目的及び事業に賛同し、この法人の事業に連携協調する次号のアに規定する地域組織に所属する個人。

(2) 法人会員

ア 資格者会員等により組織される都道府県等の地域を活動範囲とする法人歯科技工士会（略称、「地域組織会員」という。）











当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

**第40条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

(基本財産)

**第41条** 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定められたものとする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

**第42条** この法人が資金の長期借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還できる短期借入金を除き、理事会の決議及び社員総会における代議員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の手続きを経るものとする。

(資産の構成)

**第43条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

**第44条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第45条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第46条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時

社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第47条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第48条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第49条** この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第50条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第51条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第52条** この法人の公告は、電子公告により行う。

## 第11章 委員会

(委員会)

**第53条** この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。



## 第12章 事務局

(事務局)

**第54条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第13章 補 則

(委 任)

**第55条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 綾部一則 伊集院正俊 岩澤毅 上野博 衛藤勝也 大西清支 佐藤幸司 杉岡範明  
時見高志 直塚正昭 南木康広 西澤隆廣 平尾豊 古橋博美 宮永 齊 吉田比呂志  
監事 齋藤保 速見憲
- 3 この法人の最初の代表理事は古橋博美とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款の施行後最初の代議員は、第11条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

- 1 本改正定款は、令和2年の定時社員総会が終了したときから施行する。